愛知県教育委員会特別支援教育課 Web ページより ダウンロードできます。ご活用ください。

URL https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/

小中学校における

合理的配慮事例集

~共生社会の実現に向けて~

2016年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行され、学校教育に関して、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮を提供しないこと」が禁止されました。

本事例集では、障害のある子供が、障害のない子供と平等に教育を受ける権利を享有、行使することができるよう、愛知県内の小中学校における合理的配慮の提供に関する事例を紹介しています。

事例を参考にしつつ、目の前の子供に応じた配慮の提供について、柔軟に対応してください。



2024年 3月 2024年 10月事例追記 2025年 10月事例追記

愛知県教育委員会

<提供事例>

(Ⅰ) 知的障害<事例Ⅰ>~<事例Ⅰ3>

(2) 肢体不自由 <事例 I >~<事例 2 2 >

(3) 病弱・身体虚弱 <事例 | >~<事例 | 4>

(4) 視覚障害 <事例 | >~<事例 | | >

(5) 聴覚障害 <事例 | >~<事例 | | >

(6) 言語障害 <事例 | >

(7) 発達障害(自閉スペクトラム症、ADHD、LD、情緒障害等)

<事例 | >~<事例 2 | >

県内小中学校 93の事例を 紹介しています。

<事例4>

知的障害 小学生

<事例7>

視覚障害 中学生 <事例 | 0>

LD 情緒障害 小学生

学習の量や内容、方法を調節してほし

トイレが怖くて排泄ができないので、 サポートしてほしい。

① 保護者が担任に要望を伝える。

- ② 担任から管理職に申し出を伝え、支援を検討する。
- ③ 保護者に検討内容を伝える。
- ・用を足す際、おまる・ステップ台を 使用する。
- ・トイレの壁面に気持ちが和らぐキャラクターのイラストを貼る。
- ・トイレに行く際は、担任もしくは支 援員が付き添い、補助する。

照度が低い場所だと見えにくいので、 配慮してほしい。

- ① 保護者から担任に申し出がある。
- ② 教頭が盲学校に対応を相談する。
- ③ 特別支援教育校内委員会で、対応内容を確認する。
- ④ 教頭が市町村教育委員会に依頼し備 品配置を求める。
- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 保護者と担任とで、学習量や学習内 容について、話し合う。
- ③ 保護者と担任、交流学級担任、特別支援教育コーディネーターで懇談する。
- ④ 校内教育支援委員会で合意内容を確認する。
- ・教室の照明は、常時点灯する。
- ・拡大教科書と拡大読書器の利用をで きるように整備する。
- ・テストの用紙は、拡大したものを使 用し、問題用紙に直接記入する。
- ・該当生徒のタブレット端末にPDF デジタル教科書をインストールす る。また、UDブラウザを申請する。
- ・自分の考えや思いを伝えるときに は、タブレット端末の動画機能を活 用し、話している様子を録画して提 出する。
- ・家庭学習では、タブレット端末の発表ノートを活用し、読みを中心に学習する。
- ・計算等の練習問題に取り組むとき にはやり切れる量に調整する。